東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金交付申請書

年	月	F
	/ 1	

東京都北区長 殿

申請者の住所	
申請者の名称	
代表者の役職名・氏名	

年度東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業について補助金の交付を 受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

<u>金</u>		<u>一</u>			
(内訳)	運営経費	(報償費・設備整備費を除く。)	<u>金</u>	円	
	運営経費	(報償費)	<u>金</u>	<u>円</u>	
	運営経費	(設備整備費)	<u>金</u>	<u>円</u>	
【設備整備費申請理由:]

2 交付を希望する時期

年 月

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 事業資金計画書
 - (4) 団体の定款又は規約及び役員名簿
 - (5) その他区長が必要と認める書類(団体の活動内容を記載したパンフレット等)

第2号様式(第8条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり((子ども食堂)	支援事業補助金	:交付決定通知書
		- プロス エ プロロラフ 立	

文書番号 年 月 日

印

様

東京都北区長

年 月 日付をもって申請のあった東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業
- 2 補助内示金額 円

(内訳) 運営経費(報償費・設備整備費を除く。)

運営経費 (報償費)

運営経費 (設備整備費)

 金
 円

 金
 円

 金
 円

- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(区長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、区長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請を取り下げることができる期間は、この交付決定通知受領の日から14日以内とする。

第3号様式(第8条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり	(子ども食堂)	支援事業補助金	不交付決定通知書
			1 X 1 1 1 X V V V V V P E

 文書番号

 年
 月
 日

様

東京都北区長即

年 月 日付をもって申請のあった東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金については、下記の理由により補助の対象となりませんでしたので、東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

|--|--|

東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業変更申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所	
申請者の名称	
代表者の役職名・氏名	

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、 事業内容の変更を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1	補助事業名	年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども 食堂)支援事業
2	補助内示金額	円
3	交付決定通知書の受領年月日	
4	変更の理由	
5	変更の内容	
6	変更予定年月日	
7	変更後の交付申請額	円

第5号様式(第10条関係)

	東京都北区子どもの居場	易所づくり	(子ども食堂)	支援事業補助金	※変更交付決定通知書
--	-------------	-------	---------	---------	------------

 文書番号

 年
 月
 日

印

様

東京都北区長

年 月 日付をもって申請のあった東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業
- 2 補助内示金額 円

 (内訳) 運営経費(報償費・設備整備費を除く)
 金
 円

 運営経費(報償費)
 金
 円

 運営経費(設備整備費)
 金
 円

3 補助金交付予定時期 年 月

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(区長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、区長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請を取り下げることができる期間は、この交付決定通知受領の日から14日以内とする。

東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業中止・廃止申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所	
申請者の名称	
代表者の役職名・氏名	

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、 事業内容の中止・廃止を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1	補助事業名	年度東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂)支援事業
2	補助内示金額	円
3	交付決定通知書の受領年月日	
4	中止・廃止の理由	
5	中止・廃止予定年月日	

第7号様式(第11条、第17条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金交付決定取消通知書

 文書番号

 年
 月
 日

様

東京都北区長即

年 月 日付をもって申請のあった東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業中止・廃止申請について、承認いたしましたので、東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金交付要綱第 条の規定に基づき通知します。

第8号様式の1 (第13条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業実績報告書

年 月 日

東京都北区長	殿					
			青者の住 青者の名			
		代表	そ者の役	職名・	氏名	
年 績について、下記		-	号によ	り補助	金の交付決定を受ける	ました事業の実
			記			
1 補助事業名	年度	東京都に	化区子と	もの居	岩場所づくり(子ども1	食堂)支援事業
2 補助事業の集	施期間	年 年	月 月	日日		
3 補助事業の実	孫代書 (添付書	類)	(1) (2) (3) (4)	事業事業	実施報告書 収支報告書 資金報告書 書及び納品書等	
4 補助金の交付 補助金の交	・決定額と精算額 で付決定額				円	
(補助金の! 補助金の料		(円) 円	
/田助/金//)程	1 55. 谷日				H	

年度東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業実施報告書

実施時期	取組項目
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

年度東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業 収支報告書

団体名(`
凹冲泊(

1 収入

科目	決算額	内訳
슴計		

2 支出

費目	決算額	うち補助 対象経費	積算内訳				
			補助 対象				
			対象外				
			補助 対象				
			対象外				
			補助 対象				
			対象外				
			補助 対象				
			対象外				
			補助 対象				
			対象外				
			補助 対象				
			対象外				
合計							

年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業資金報告書

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	北区補助金													
収 入														
	計													
支出														
出														
	計													
	差引残高													-

第9号様式(第14条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金確定通知書

 文書番号

 年
 月
 日

様

東京都北区長

印

年 月 日付東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業実績報告書により、 年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂) 支援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業
- 2 補助確定金額 円

(内訳) 運営経費 (報償費・設備整備費を除く。)

運営経費 (報償費)

運営経費(設備整備費)

 金
 円

 金
 円

 金
 円

3 留意事項

- (1)補助金の概算払を受けた補助団体は、確定した補助金の額が事前に交付を受けた額に満たない場合は、その満たない額を速やかに返還すること。
- (2)(1)の場合において、補助金を返還することとなった場合において、区長が納期日を定めて支払を督促したにもかかわらず、これを当該納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付すること。

東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金 請求書



年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金として 上記の金額を請求します。

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

団 体 名

代表者の役職名・氏名

東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金 概算払請求書



年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金として 上記の金額を請求します。

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

団 体 名

代表者の役職名・氏名

第12号様式(第16条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金精算書

受 入 額 A	円
精 算 額 B	円
差 引 額 C=A-B	円

上記のとおり、 年度東京都北区子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金を精算します。

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

団 体 名

代表者の役職名・氏名

第13号様式(第21条関係)

東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金における 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所	
申請者の名称	
代表者の役職名・氏名	

年 月 日付 第 号で交付の決定(又は変更決定)を受けた補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除額について、下記のとおり報告します。

記

1 東京都北区子どもの居場所づくり (子ども食堂) 支援事業補助金交付要綱第14条の 規定による補助金の確定額 (年月日付第号による補助確定額)

全 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額(補助金返還相当額)

<u>金</u> 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握 できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。